

### 3.0 審査機関の依頼者との契約要求事項

#### 3.1 依頼者との認証契約

審査機関は、依頼者に対する認証活動の提供において法的拘束力のある契約を結ぶこと。加えて、審査機関に複数の事務所がある場合、又は依頼者に複数の生産事業所がある場合、認証交付及び登録証発行を行う審査機関と、認証の適用範囲に含まれるすべての生産事業所との間に、法的拘束力のある契約があることを確実にすること。

この法的拘束力のある契約には、新たな IATF 承認審査機関への CB 変更が完了するまで、その拘束力が及ぶことを確実にするための規定を含めること（条項 7.1.1 参照）。

審査機関と依頼者間の契約では、次の事項について規定していること。

- a) 依頼者はいかなる変更についても、審査機関に通知すること（条項 3.2 参照）。
- b) 依頼者は審査機関に対する IATF 立会審査を拒否することはできない。
- c) 依頼者は審査機関の内部立会監査員の同席を拒否することはできない。
- d) 依頼者は IATF 代表者又はその代理人の同席を拒否することはできない。
- e) 依頼者は、最終報告書を IATF に提供するという審査機関の要請を拒否することはできない。
- f) 本認証制度に関連して IATF のロゴマークは、審査機関の発行する登録証に表示されたままでのみ使用できる。IATF ロゴマークの他のいかなる使用も、切離しても切離していなくとも、禁じられている。  
注：依頼者は、マーケティング及び広告のために、IATF ロゴマークの表示された IATF 16949 登録証をコピーすることはできる。
- g) 依頼者のコンサルタントは審査中、物理的に依頼者の生産事業所に居ることはできない、また、いかなる形でも審査に参加することはできない。

審査チームは、依頼者との間の法的拘束力のある契約について熟知していること。

#### 3.2 依頼者による変更の通知

審査機関は、依頼者が IATF 16949 認証要求事項を継続して満たすというマネジメントシステム能力に影響を及ぼし得る事柄について、遅滞なく審査機関に通知することを確実にするために、法的拘束力のある契約を結ぶこと。これには、例えば、次にに関する変更が含まれる。

- a) 法的地位
- b) 商業的状況（例：合併会社、他の組織とのサブコントラクト）
- c) 所有権の状態（例：合併及び買収）
- d) 組織及びマネジメント（例：重要な経営管理者、意思決定者、又は専門スタッフ）
- e) 連絡先住所又は所在地
- f) 認証されたマネジメントシステムに含まれる事業活動の適用範囲
- g) IATF 自動車メーカーの特別状態（条項 8.0 参照）
- h) 新たな IATF 承認審査機関への変更

審査機関は、上記の変更に対して特別審査を行う必要がある場合がある（条項 7.2 参照）。

依頼者が審査機関に変更の通知を怠った場合、法的拘束力のある契約に違反したと見なされ、メジャー不適合が発行されることとするべきである。

### 3.0 審査機関の依頼者との契約要求事項

#### 3.1 依頼者との認証契約

☆☆☆

【変更】 法的拘束力の及ぶ範囲について「新たな審査機関への CB 変更が完了するまで」を追加。

【注意】 d) 項 IATF 代表者／代理人の同席を「拒否することはできない」

【注意】 e) 項 IATF へ最終報告書の提供要請を「拒否することはできない」

【注意】 g) 項 コンサルタントは審査中、「物理的に」依頼者の生産事業所にいることはできないし「いかなる形でも」審査に参加することはできない。

【注意】 審査チームは、「依頼者との間の法的拘束力のある契約」について熟知していること。

#### 3.2 依頼者による変更の通知

☆☆☆

【注意】 法的拘束力のある契約を結ぶこと。

【注意】 g) 項 「ATF 自動車メーカーの特別状態」となった場合の通知義務（SI から）。

【変更】 h) 項 「新たな審査機関への変更」の場合、依頼者に対する通知義務を追加。

【変更】 依頼者が審査機関に変更の通知を怠った場合「メジャー不適合が発行されることとするべきである」を追加。